## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の 規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年7月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ドラッグコスモス彦根駅東店 彦根市外町街区番号3番1ほか
- 2 意見の概要 彦根市からの意見
  - (1) 当該店舗から発生する事業系廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第3条第1項」の規定に基づき事業者の責任において適正に処理されたい。
  - (2) 平成 27 年 4 月 1 日施行の「彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱(平成 26 年 4 月 1 日彦根市告示第 92 号)」に基づき大規模小売店舗を営む事業所で、店舗面積が 1,000 ㎡を超える場合は、「彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届」および「彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書」を毎年 4 月末までに生活環境課に提出すること。
  - (3) 県道彦根近江八幡線と彦根駅前東8号線、安清東外町線との交差点についても交通渋滞や交通事故が懸念されるため、交通量調査等を実施するなど、交差点の交通安全に配慮されたい。
  - (4) 景観の届出、地区計画の届出を提出すること。屋外広告物について、敷地内で総面積が10㎡を超える場合および敷地外で設置される場合は、彦根市屋外広告物条例(平成27年彦根市条例第6号)の規定に基づく許可を得ること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 彦根市産業部地域経済振興課 彦根市大東町2番28号

(2) 縦覧期間 平成30年7月6日から平成30年8月6日まで